

觀音山、春日山など、同じ。摩利支天堂あるが故に呼べるなり。

○摩利支天山怪異傳話

享保紀聞に云ふ。有澤桃水子九歳の時、母儀を初め内所方連立ちて、金澤の摩利支天山へ茸狩に行きけるに、桃水子地を離れ行き、次第々々に高くなり、既に五・六尺許も虚空へ上る。母そのまゝ走り付き、足をとらへて引下す。如何と尋ねければ、松の上に伯父關屋八平居て呼びたりしゆゑ、行く／＼と思へる也といへり。常々守袋を帯にからみて付け置たるが、いつの間にか落ちたりけん、傍の芝の上には有りけりとぞ。夫ゆゑに今に至りても、其守身を放すなと母常にいひ教へたりと、懷惠に桃水子語れり。とあり。按ずるに、桃水子には有澤森右衛門武貞が事也。燕蓼風雅に云ふ。有澤永貞通名采女右衛門。字天淵。天淵之子武貞、字伯尪。號桃水軒。次子調致貞。並繼箕裘。不隕家聲云々。とありて、桃水子が九歳の時は、天和・貞享の頃の事なるべし。

○卯辰神明社址

此の社跡は、摩利支天山摩利支天堂の後、地にて、寶泉坊の境内也と云ふ。其の遺蹟は、山上に平地ありて、今は畑地とすれど、甚だ靈驗ありて、糞汁を撒布すれば必ず祟ありとて、甚だ恐怖す。是往昔の社跡なる故なりといへり。

○卯辰神明社來歴

延寶二年の野町神明由來書に云ふ。當社神明は、唯今摩利支天山と申處に宮有之處、小立野本多安房居屋敷に不成以前は、此の地小山にて林有之故、摩利支天山より彼地へ祖父讚岐守勸請すと。貞享二年の由來書には、其昔卯辰摩利支天山に鎮座之處、讚岐神託に依りて只今の宮地へ鎮座奉成由申傳。とあり。按ずるに、右由來書共に據れば、今泉野神社なる、野町神明の舊社なる如く聞ゆれども、卯辰觀音院に傳來する古筆の覺書に、小坂庄山の上に神明有之、神主土佐と云ふ。才川に祐慶神明を取立被申處、山の上より金澤神明昔より一社之處、二社に成り迷惑せり。才川神明取つぶし被下様に、土佐より訴訟し公事に成るに付、才川へ打寄り、一社に致すやうにと仰出され、土佐讚岐兩人打寄り宮を建直し、兩神主にて勤めたる處、土佐は官

腰木屋と材木代銀之儀に付口論致し、追放に相成。とあり。右覺書は、其の時代の筆記にて、實事をばそのまゝ記載せしものなれば、泉野の神明へ合併せざりし以前、神明社の卯辰山にありし時の社地なる事いぢるし。此の神明社は、金澤にて神明の濫觴にて舊社なるべし。文化三年の野町神明由來書に、其昔卯辰摩利支天山に御鎮座、縁起無之、勸請之年號相知不申。とあり。泉野神明は、觀音院の開山祐慶、文祿五年十月伊勢御師福井與左衛門へ参り、神を請け來り、小立野愛宕寺に勸請、同年十二月犀川野町に宮地を賜はり社殿を造立せしよし、觀音院の舊記に見たり。神明の社號は、天慶元年記に、齋辛榎二合、自往古時號神明在內侍司。相傳曰。伊勢大神之分身也。とありて、天照大神をば神明と稱するも、いとふるき事なること知られけり。

○乙劍社跡

其の地は寶泉坊の向ひ寶聖坊の隣地なり。乙劍の別當金剛寺法住坊とて、眞言宗の寺院も爰にあり。元祿十三年の句空草庵集に、卯辰金剛密寺は瑜伽最上乘の靈場にして、乙劍大

明神垂跡の地なり。本地は不動明王なりとかや。院の北の山陰に大きな藤あり。その陰をたのみてすみ侍りし。この花のさかりに、
藤咲きていほりのやうになかりけり 句 空

按ずるに、三箇屋版六用集に、久保市山法住坊金剛寺卯辰。とありて、世人は久保市と呼べり。久保市は尾張町新町邊の舊名にて、此の邊を久保市分と呼べり。乙劍神社は久保市の産土神にて、往古以來新町に鎮座の處、慶長六年七月別當金剛寺等七ヶ寺一紙連名にて、卯辰山へ移轉を命ぜられ、氏子地を離れて、其の以來此の地に鎮座之處、廢藩の後明治八年八月、舊社地へ復座の事を氏子より出願し、翌九年三月許可ありて、同年五月社殿移轉落成、遷座式を執行なしたり。

○卯辰賢聖坊

眞言宗也。貞享二年の由來書に云ふ。往古は宮腰寺中に住居仕。依りて當寺本尊を佐那武の觀音と號す。則觀音堂村中の守本尊之由申傳。慶長六年卯辰山にて寺地拜領。とありて、彼の移轉を命ぜられし七ヶ寺の一寺なり。されば此の